

開 発 審 査 会 基 準 第 11 号

介護老人保健施設

介護保険法第94条に規定する介護老人保健施設(社会福祉法第2条第3項第10号に規定する第2種社会福祉事業の用に供せられるものを除く。)の内、自己の業務用のものための開発行為又は建築行為で申請の内容が次の各項に該当するものとする。

- 1 当該施設が厚生労働省の定める「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準」(以下「厚生労働省の基準」という。)及び一宮市の定める「指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(令和 3年一宮市条例第57号)第6章」に適合し、開設が確実に許可される見込みがある旨の確認が一宮市福祉部介護保険課においてなされたものであること。
- 2 厚生労働省の基準第30条に規定する協力病院が近隣に所在する場合等当該施設を立地させることがやむを得ないと認められるものであること。
- 3 開発又は建築を行うために他法令による許認可等が受けられるものであること。

付 記

本基準に該当するもののうち、開発区域の面積又は敷地面積が3,000平方メートル以下のものは、開発審査会の議を経たものとみなす。

市長は、許可したものについて後日の開発審査会に報告するものとする。

附 則

この基準は、平成14年 4月 9日から施行する。

附 則

この基準は、平成25年 8月23日から施行する。

附 則

この基準は、令和元年12月20日から施行する。

附 則

この基準は、令和 3年 4月 1日から施行する。

附 則

この基準は、令和 6年 4月 1日から施行する。

開発許可又は建築許可チェック票

介護老人保健施設＜一宮市開発審査会基準第 11 号＞

確認	確 認 事 項	確 認 書 類
1	介護保険法第 94 条に規定する介護保健施設 であること。 (<u>社会福祉法第 2 条第 3 項第 10 号に規定する第 2 種社会福祉事業の用に供せられるものを除く</u>) 自己の業務用のものであること。	福祉部介護保険課に照会・確認
2	当該施設が厚生労働省の定める「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準」（以下「厚生労働省の基準」という。）及び一宮市の定める「指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和 3 年一宮市条例第 57 号）第 6 章」に適合し、開設が確実に許可される見込みがあること。	福祉部介護保険課に照会・確認
3	厚生労働省の基準第 30 条に規定する協力病院が近隣に所在する場合等当該施設を立地させることがやむを得ないと認められるものであること。	開発区域区域図（付近見取図）、理由書等 協力病院との協定書
4	申請敷地面積が、3,000 m ² を超えるものは審査会にかかる。	土地登記簿謄本
5	他法令による許認可が必要な場合、その許認可が受けられるものであること。（河川法許可、特定都市河川浸水被害対策法、都計法 53 条許可、水路占用許可、国道等施工承認等）	許可書等

* 詳細については、窓口でご相談下さい。

（一宮市建築部建築指導課 開発審査グループ TEL0586-28-8646）

更新 令和 6 年 7 月 1 日